# 総会議事録

- 1. 開催日時 令和元年9月12日(木) 午前9時30分
- 2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
- 3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり

 太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由喜門 尊

 藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 久 山 英 之

 藤 澤 美 芳

欠席委員

大 森 茂 利

- 4. 農地利用最適化推進委員
  - 松尾賴男岡﨑浩田中伸五大森幹男茂成和延
- 5. 議事に参与した者事務局長 服部 博昭事務局 蒲 直之事務局 溝邊 和典
- 6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定・所有権移転)

その他

事務局長 開会を宣言する(午前9時30分)

定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第 6回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、 木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。本日も大変暑い中ご出席いただきありがとうご ざいます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご 意見のほどよろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございました。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、大森委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いします。

議 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日の 署名委員さんに太田委員、野田委員、よろしくお願いします。 早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法 許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。

議案資料1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和元年度瀬戸内市農業委員会第5回総会で転用許可と議決されました、有限会社アジアホーム1件、日本梱包運輸倉庫株式会社1件、合計2件の農地法5条許可申請につきまして、転用面積が3,000㎡を超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問したところ、令和元年8月28日付けで許可が適当であるとの意見答申を受けましたので、同日の28日付けで許可したことを報告したものとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告 承認とさせていただきます。

> それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事 務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「岡山市中区土田182番地10 AGRIブロードカントリー株式会社 代表取締役 国広 かよ子 農業」。譲渡人「牛窓町長

浜■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜 511-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は463㎡。「牛窓町長浜514-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は730㎡。「牛窓町長浜533-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は393㎡。「牛窓町長浜534-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は473㎡。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜 525-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は790㎡。「牛窓町長浜526-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は790㎡。「牛窓町長浜526-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,260㎡。譲受人の農地までの距離は15km。耕作面積は28,753㎡となっております。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「AGRIブロードカントリー株式会社」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たして おります。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該 地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理を していましたが、今後は、譲受人の「AGRIブロードカントリー株 式会社」が「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により 周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな いものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地 調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

# 【2番案件】

 「田」。面積は1,048㎡。「邑久町大富300-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は29㎡。「邑久町大富301-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,068㎡。譲受人の農地までの距離は7.5km。耕作面積は81,927㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■なっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該 地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡﨑委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

### 【3番案件】

譲受人「邑久町福山 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 」。譲渡人「邑久町大富 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 」。農地の所在地は「邑久町大富 2 6 0 - 1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 6 0 7 ㎡。「邑久町大富 2 6 0 - 3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 3 4 8 ㎡。「邑久町大富 2 6 0 - 4」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 3 8 2 ㎡。「邑久町大富 2 6 0 - 5」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 2 0 6 ㎡。「邑久町大富 2 6 0 - 7」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 2 0 6 ㎡。「邑久町大富 2 6 0 - 7」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 1 6 8 ㎡。「邑久町大富 2 6 0 - 9」。登記、現況地目はいずれも

「田」。面積は159 ㎡。「邑久町大富261-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は529 ㎡。譲受人の農地までの距離は2k m。耕作面積は34, 175 ㎡となっております。家族数は34 名、耕作者数は14 名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10a あたり10 るのです。なお、所有権移転によるもので10a あたり10

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該 地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

# 【4番案件】

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を 全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕 作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該 地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見 を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員、お願いします。

松 尾 委 員 1番案件について説明いたします。先月も同じようにAGRIブロードカントリーの案件がありましたが、今月も同様に同じ地域において、AGRIさんが無農薬で米を作るということで、特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番、3番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡 崎 委 員 2番、3番案件について一緒に説明します。現在、2番、3番案件の 農地については、それぞれ譲受人の■■さんと■■さんが耕作をされ ております。この度、譲渡人の■■さんとの間で話がまとまったとい うことで、特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたし ます。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、大 森委員、お願いします。

大 森 委 員 4番案件について説明します。現在譲受人の■■さんが■■さんの農 地を耕作されており、■■さんが高齢ということもあり、双方で話が

まとまり申請に至りました。特に問題はないと思われます。ご審議の ほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。 (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、 挙手願います。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

### 【1番案件】

#### 【 2 番案件】

# 【3番案件】

- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、岡﨑委員、お願いします。
- 岡 崎 委 員 1番案件について説明します。譲渡人の■■さんと譲受人の■■さんは親子関係にあり、現在譲受人の■■さんは倉敷に住んでおられますが、この度瀬戸内市に戻ってこられるということで申請に至りました。排水同意等も得られておりますので、特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、田中 委員、お願いします。
- 田 中 委 員 2番案件について説明します。事務局から説明がありましたが、申請地はヤマダ電機のすぐ裏手に位置しています。周囲は住宅化が進んでおり、農地としては、ほぼ申請地だけが残っている状態です。周辺農地への影響もないため特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件について、茂成 委員、お願いします。

- 茂 成 委 員 3番案件について説明します。借人と貸人は親子の関係で、借人の■ ■さんは現在総社に住んでいますが、この度瀬戸内市に戻られるとい うことで申請に至りました。周辺農地への影響もなく、排水同意等も 得られていますので特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願 いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案に つきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。 (意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員 会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。 第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手を お願いします。

(賛成者举手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集 積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の 説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計 画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につい て議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がござい ましたらお願いいたします。

(意見なし)

- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。 それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 まず、今後の予定を申し上げます。10月の総会につきましては、1 0月10日木曜日に予定しており、11月の総会につきましては、1 1月13日水曜日を予定しております。なお、10月の総会は全員召 集を予定しておりますのでよろしくお願いします。

次に、9月総会の案内に同封しておりました10月1日開催予定の 「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」についてです。 (詳細について説明)

事務局からは以上です。

# 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度 9月の総会を閉会とさせて頂きます。 ありがとうございました。

(午前9時48分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印 する。

令和元年9月12日

議 長

署名委員

署名委員